

令和5年3月30日
相模原市発表資料

退職手当の返納命令処分について

元本市職員に対し、退職手当の返納を命令する処分を行いましたので、お知らせします。
本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

項 目	内 容
処分を受けた者	元麻溝台・新磯野地区整備事務所長（退職者）
事 案 の 概 要	<p>当該元職員が麻溝台・新磯野地区整備事務所の所長在職期間中に行った次の非 違行為について、懲戒免職処分を受けるべき行為であったと認められることから、 退職手当の返納を命令する処分を行ったもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 地権者に対する不適正な内容の文書の作成及び発出 平成26年度及び平成27年度に、特定の地権者に対し、土地区画整理事業 における特別な対応を約束する旨の元職員名による文書を作成又は発出したも の また、当該文書の発出に当たり、意思決定及び決定に至る経過を示した文書 の作成を怠ったもの2 国との打合せにおける復命書の不適正な取扱い 平成27年度に行った元職員と国の職員との面会に関する復命書について、 相当長期間が経過した後に、日付を遡及して作成したもの また、当該復命書の内容について、事実と異なる内容が含まれていることが 疑われるもの3 業者からの財産上の利益供与 平成27年から平成28年までの間に、特定の業者（2業者）から、3回の 旅行接待を受けるなど、少なくとも合計で30万円以上の飲食代金及び宿泊代 金等の旅行代金を負担せず、財産上の供与を受けたもの4 土地評価の計算過程における係数操作等及びパワーハラスメント行為 平成27年度に行った土地評価の計算過程において、一部の権利者に対し、 従前地の土地利用現況を実態と異なるものに変更するなど、不適切な事務を行 ったもの また、土地評価に用いる土地利用現況修正係数について、当該係数に係る意 思決定及び決定に至る経過を示した文書の作成を怠ったもの 上記に加え、所属職員に対し日常的にパワーハラスメント行為を行っていた もの
処 分 の 内 容	退職手当の全額の返納命令
処 分 年 月 日	令和5年3月29日

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-9236